

第5章 基本計画・まちづくり事業計画

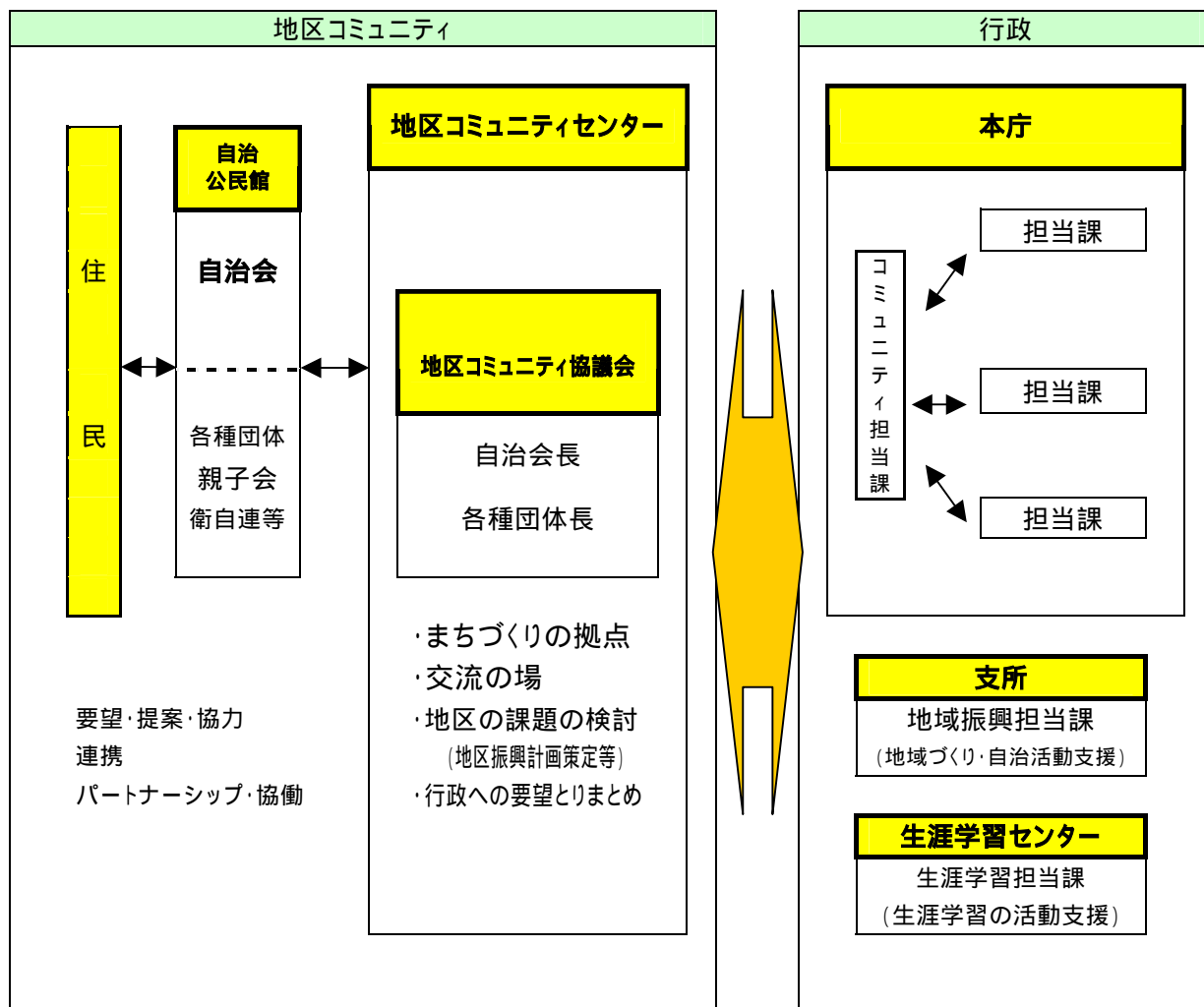
まちづくりの基本方針に基づき、将来都市像の実現に向けた新市建設の根幹となるべき、具体的な施策を示す「基本計画」と、その主要な事業を示す「まちづくり事業計画」を次のようにとりまとめました。

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

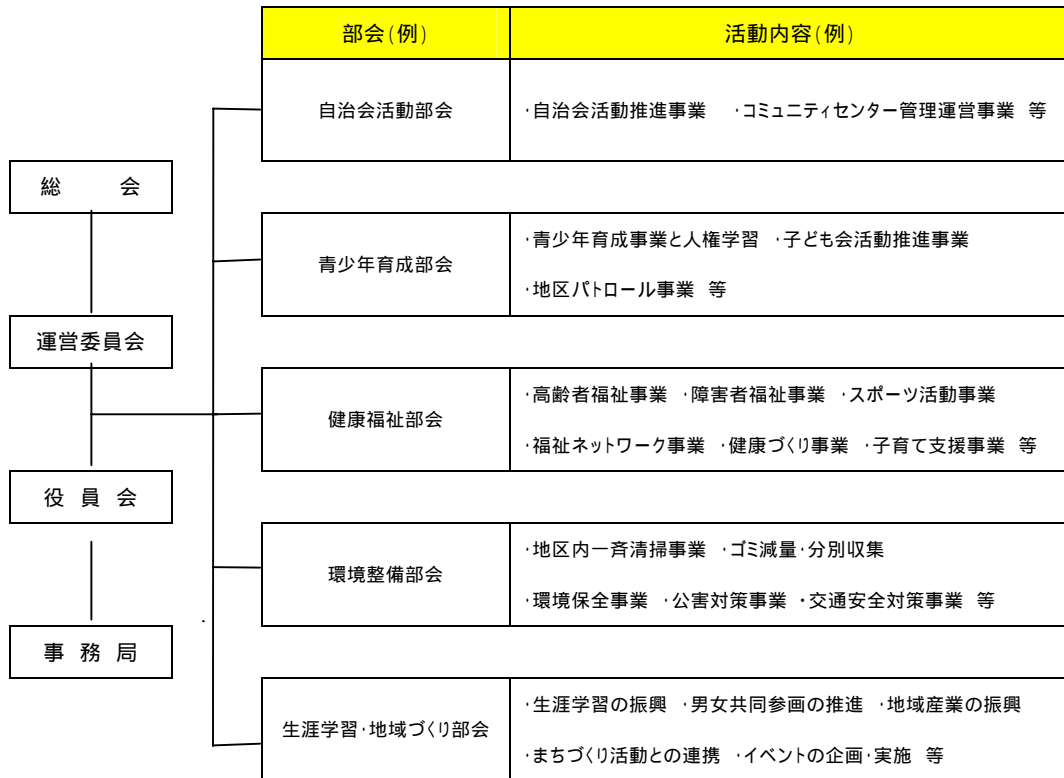
地区コミュニティと行政の関係イメージ（案）



地区とは・・・ 現小学校区・地区のエリアのこと。

「地区コミュニティ協議会」組織イメージ（案）

地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。



項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティ協議会の設置	自治会と地区各種団体が連携し、誰でも参加し、身近に地区の課題を話し合える場として、「地区コミュニティ協議会」を設置します。	コミュニティ推進事業[新市・地区]
地区振興計画の策定支援	地区住民自らが、合併後に地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、5年から10年間の「地区振興計画」としてとりまとめる活動を支援するアドバイザーの派遣や策定に関する助成を行います。	地区振興計画策定支援事業[新市・地区]

地区振興計画の趣旨

これからの地方分権の時代には、今までも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考えに基づき、それぞれの地区を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動を積極的に支援するとともに、自治会への加入促進を図ります。また、ボランティア団体やNPO（民間非営利団体）における様々な活動が盛んなまちづくりをめざし、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援を進めます。さらに、広聴広報の充実と情報公開を積極的に進めることにより、市民からの意見を取り入れるシステムを確立するとともに、男女共同参画社会の実現をめざし、市民の創意工夫を活かした自主創造の市民参画型社会の形成を推進します。

項 目	事業内容	主な事業
コミュニティ活動への支援	ボランティア活動支援や地域づくり住民団体活動の支援など、コミュニティ活動に対する支援を強化します。	ボランティア活動支援事業（市・県） ボランティア人材育成支援事業（市・県） 地域づくり活動支援事業 公共施設アダプト推進事業
市民参画の推進	行政情報やまちづくり情報などの公開を進め、市民と情報を共有化し、市民と行政が一体となって、新しいまちづくりに取組む環境づくりに取組みます。	広聴広報事業 地域情報化推進事業 情報公開制度充実事業 まちづくり交流センター運営事業 男女共同参画推進事業

〔県〕(県事業)は調整中

アダプトとは・・・

里親制度のこと。自治体が、道路や公園、ビーチなどの清掃活動を地元住民に任せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。

(3) コミュニティ活動環境の整備

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として、「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流などの場として、活動しやすい環境づくりに努めます。

項 目	事業内容	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	自治活動を行う中心的な施設として、地区ごとに「地区コミュニティセンター」を設置し、地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと、伝統行事、イベント、市民交流の場などとして活用を図ります。設置にあたっては、既存の公民館等を活用することを基本とし、施設の整備や充実を図ります。	地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター維持修繕事業 地区コミュニティセンター整備・改修事業

2 健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、病気に対する予防知識の普及と啓発を図るため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。また、都市ゾーンにおける総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化を図ります。さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等とのネットワークの形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。

項目	事業内容	主な事業
健康づくりの推進	市民の日常生活における健康に対する意識の高揚や病気に対する予防知識の普及と自覚を促すため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の充実により、市民の健康づくりを促進します。また、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	都市ゾーンの総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化や医療支援体制の充実等を図ります。また、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等との有機的なネットワークの形成を図ります。	地域医療対策事業〔市・県〕 診療施設維持修繕事業 診療施設整備・改修事業 初期救急医療対策事業〔市・県〕 第2次救急医療対策事業〔市・県〕 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・健康保険・老人保健・介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための健康づくりを推進します。また、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営を行います。なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入の促進を図ります。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
国民健康保険の健全運営	被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康教育や健康づくり事業、疾病予防事業など保健事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで、国民健康保険の適正な運営を図ります。	国民健康保険事業
老人保健の適正な運営	保健師等による訪問指導や医療費通知、レセプト点検などによる医療費の適正化に努め、老人保健事業の適正な運営を図ります。	老人保健事業
介護保険事業の運営	介護が必要な高齢者に対して、必要な人が必要な時にサービスが受けられるように、介護保険制度の広報及び適正な運用を図ります。	介護保険事業
国民年金事業の推進	年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図ります。	国民年金制度周知事業 国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

市民がともに助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。また、生活保護制度の適正な運用、福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したりハビリテーション施設の整備などを進めます。さらに、高齢者や障害をもつ人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
地域福祉活動の推進	地域福祉に関する意識強化、活動体制の充実、社会福祉協議会等の機能充実、生活保護制度の適正な運用を図ります。また、市民が共に助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティアの活動支援・人材育成に努めます。	地域福祉活動事業 生活保護事業 ボランティア活動支援事業(市・県) ボランティア人材育成支援事業(市・県)
福祉施設の機能充実	福祉に関する総合的な施設の整備など、福祉施設の機能充実を図ります。	福祉施設管理運営事業 福祉施設維持修繕事業 福祉施設整備・改修事業
公共施設等のユニバーサルデザイン化	高齢者や障害をもつ人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。	ユニバーサルデザイン推進事業

〔県〕(県事業)は調整中

ユニバーサルデザインとは・・・

老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー(段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態)の概念をより一般的にしたもの。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会参加できる環境づくりを進めます。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
高齢者の生活支援の充実	給食サービス事業や生きがい対応型デイサービス事業などの高齢者福祉事業の継続的な実施を図り、高齢者の生活支援の充実を進めます。	高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	要介護者等が自立した生活を確保するために必要な支援及び家族介護者の身体的・経済的な負担軽減のための支援対策の充実を図ります。	介護保険事業 家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会参加できる環境づくりを進めます。	シルバー人材センター運営事業 〔市・県〕 すこやか長寿社会運動推進事業 〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

核家族化、少子化等の社会環境の変化により世帯構成が多様化していく中で、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもとに地域ぐるみで取組める体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ファミリーサポートセンターの設置等により子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。

項目	事業内容	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを関係機関が一体となって地域ぐるみで取組んでいく体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や児童クラブや多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ファミリーサポートセンター等の設置により、子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業

ファミリーサポートセンターとは・・・

育児・介護について、援助を受けたい人(依頼人)と行いたい人(支援人)が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざすための制度。

(6) 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発活動を促進しながら福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。また、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化などの環境整備を行うとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

項 目	事業内容	主な事業
障害者（児）福祉の充実	社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発を促進しながら、福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	社会的・経済的に自立するため、学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。	雇用・勤労者福祉対策事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

母子寡婦・父子家庭の福祉向上、児童扶養手当・医療費の助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。

項 目	事業内容	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	児童扶養手当・医療費助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。	母子寡婦父子福祉事業

3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに応え、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図り、生涯学習活動及び内容の充実に努めます。特に、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体、PTA等の研修等を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

項 目	事業内容	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などで構成される生涯学習推進体制の構築を図ります。	生涯学習推進事業(市・県) 生涯学習基本構想策定事業 県民文化祭事業〔県〕
社会教育活動の充実	地域・地区における社会教育・生涯学習推進団体の学習活動を支援し、相互の連携交流を促進します。	社会教育活動支援事業
生涯学習ネットワークの形成	多様な学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種の情報を収集整理し、学習の内容・方法、施設の状況など適切な学習情報の提供ができる学習情報システムの整備を進めるとともに、IT講習会を開催するなど市民の情報技術の向上を促進します。	生涯学習ネットワーク事業(市・県) 図書館ネットワーク事業
生涯学習関連施設の整備	各地区における生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館機能や資料館機能等の充実に努めます。	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、多世代の交流の充実に努めるなどの他、地域やコミュニティ活動を支援することで、家庭とも一体となった青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成事業(市・県)
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実に努めるとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	地域スポーツクラブ育成事業(市・県) スポーツ振興事業 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業 屋内体育施設整備事業 県民体育大会〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 人権の尊重

人種や障害者、女性に対する差別や偏見は、憲法で保障された基本的人権に関わる重大な問題であることから、これらの課題を人々が身近な問題としてとらえ、地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開します。また、人権問

題を正しく理解するために、積極的な人権問題の啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
人権教育活動の推進	地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開し、正しい理解に努めます。	人権教育推進事業
啓発活動の推進	積極的な人権問題の啓発、広報活動を行い、人権に対する人々の意識の高揚を図ります。	人権問題啓発事業

(3) 幼児・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度の有無、複式学級の存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かし、学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動、生涯学習を推進します。また、市域内の高等学校の振興を図るとともに、国際化教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。さらに、高等教育機関については、教育内容の充実に努めるとともに、地域の企業との連携・交流を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
幼児教育の振興	郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした、質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。	幼児教育振興事業
学校教育の充実	基礎学力の向上をめざしつつ、個人を大切に教育を進めます。また、心の教室相談員・スクールカウンセラー・教育相談員を配置するなど、教育相談等への対策及び学校給食の充実に努めます。また、市域内の高校の振興対策を図ります。	学校教育振興事業 学校給食事業 教育相談対策事業〔市・県〕 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	老朽化した校舎や体育館、プール、図書館等の計画的な修繕、改修を図ります。	学校施設整備事業 学校施設維持修繕事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育、小規模校における特認校制度の導入など、地域の特性を活かした学校教育の推進を図ります。	郷土教育推進事業 小学校特認校制度事業 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	高等教育機関の専門性や実践力の向上を図るとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実に努めます。	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト教室促進事業
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	学校内におけるパソコンなどの設置を図るとともに、校内LANを整備し、新市内の学校間で情報交流等が可能とな	ALT・英会話指導教諭設置事業〔市・県〕 教育用パソコン整備事業 国際交流事業〔市・県〕

	る環境の整備を進めます。また、国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。	教育ネットワーク運営事業
--	------------------------------------------------	--------------

〔県〕(県事業)は調整中

サテライト教室とは・・・

大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のこと。

LANとは・・・

同一敷地(同一建物)内などの総合的な情報通信ネットワーク。コンピューター-ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できるもの。(ローカルエリアネットワーク)

(4) 地域文化の保存・継承

地域の伝統芸能や文化は、それぞれの地域に根ざした文化であり、特色であることを踏まえ、愛郷心を培いながら、引き続き保存・伝承の取組みを支援するとともに、新市が一体となった新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
文化活動の推進	新市が一体となった新たな文化活動を推進するとともに、国・県・市指定文化財や埋蔵文化財、天然記念物、地域に伝わる伝統芸能・文化など先人の培った文化の保存・継承を進めます。	文化活動推進事業〔市・県〕 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業 文化財保護事業 城跡保存関連整備事業 入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	新市の有する歴史的遺産や文化財を活かし、歴史・文化探索ルートを設定し、ネットワーク化を図ります。	歴史・文化ネットワーク事業 公共サイン整備事業
文化的施設の整備及び利用促進	文化活動の核となる施設や市民が身近に広く文化に接することのできる施設の整備・充実を図ります。	歴史文化施設運営管理事業 歴史文化施設維持修繕事業

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 交流活動の推進

交流活動は、新しいまちづくりを進めるに当たり、地域に刺激を与え、新しい価値を生み出すエネルギーとなります。このため、国際交流や国内・地域間交流など広範な地域との交流を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
国際交流の推進	国際交流のための組織体制の確立、青少年の国際交流事業の推進や地域密着型の国際交流の整備なども進めます。	国際交流事業〔市・県〕 国際交流員招致事業 鹿児島純心女子大学留学生支援事業 外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	市域内の交流を促進するとともに、他市町村との交流・連携を進めます。	地域間青少年交流事業〔市・県〕 漁村留学推進事業〔市・県〕 地域・地区団体交流事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

防災対策については、市域が広がるなか、防災体制の充実・強化を図るとともに、自主防災組織等の育成を図ります。また、防災行政無線の統合や消防資機材の一層の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動など危機管理体制を構築することにより、災害に強い、市民が安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。特に、原子力発電所やLPG（液化石油ガス）基地、地下石油備蓄基地等のエネルギー施設が設置されている新市においては、安全運転の確保、事故防止体制の徹底を設置者に促すとともに、国・県との協力による防災体制の充実に努め、市民の安全確保と環境の保全を図ります。さらに、消費生活の安全確保のための消費生活相談の充実等を図るとともに、交通安全思想や防犯思想の普及と併せて、人にやさしい安全なまちづくりを進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
防災体制の強化	防災計画の拡充や自主防災組織等の育成を進めます。また、防災行政無線の統合を図るなど、危機管理体制の強化に努めます。	災害対策事業 原子力安全対策事業〔市・県〕 自主防災組織等育成事業 防災行政無線整備事業 地域防災対策事業〔市・県〕 防災情報システム整備事業 危機管理センター整備事業
消防・救急体制の充実	消防車、救急車等の計画的な更新、防火貯水槽の設置など、消防資機材の一層の充実を図ります。また、消防通信施設の強化や消防団拠点施設の整備・組織の強化、甑島区域の患者搬送体制の強化などを進め、消防体制の充実に努めます。	消防通信施設整備事業 消防庁舎改修事業 消防資機材整備事業 防火水槽整備事業 消防団施設整備事業 消防団資機材整備事業 消防団活性化事業 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業
安全な市民生活の確保	消費生活の安全を確保するための消費生活相談の充実等を図るとともに、その監視体制を強化します。	消費生活対策事業
交通安全・防犯の推進	交通安全運動の推進を図るとともに、ロードミラーやガードレール、防犯灯などの交通安全施設の整備を進めます。また、チャイルドシート助成事業についても引き続き実施していきます。	交通安全対策事業 交通安全施設整備事業 〔市・県〕 防犯灯設置事業

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 環境対策の充実

新市の有する豊かな自然環境を保全し、環境監視の充実などに努めるとともに、太陽エネルギーや風力発電などの自然エネルギーの積極的な導入を進めます。また、環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。さらに、葬斎場の適正な維持管理及び墓地の整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境の保全に努めるとともに、公害対策や環境監視の充実に取り組めます。	自然環境保全事業 公害対策事業
自然エネルギーの導入	太陽光発電街路灯の整備や風力発電の活用など、自然エネルギーの活用を進めるとともに、住宅用太陽光発電システム等に対する助成を実施し、自然エネルギーの積極的な導入を図ります。	新エネルギー推進事業
環境衛生対策の充実	市民の環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を実施するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。	環境衛生対策事業(市・県)
葬斎場・墓地環境の整備	需要に応じた葬斎場の維持管理及び墓地の整備を進めます。	葬斎場維持管理事業 墓地整備事業

〔県〕(県事業)は調整中

(3) ごみ処理の充実

ごみの減量化、再資源化を図るために分別収集を徹底するとともに、ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ゴミ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理、最終処分場の整備を図り、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築をめざします。

項 目	事業内容	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図ります。	環境基本計画策定事業 資源ごみ収集・リサイクル推進事業 衛生自治組織活動支援事業
不法投棄の防止推進	不法投棄の防止のため、環境学習の推進等によって市民の美化意識を高めます。	不法投棄防止事業
クリーンセンターの維持管理の強化	ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ゴミ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理の強化・改修を図ります。	クリーンセンター維持修繕事業 クリーンセンター施設改修事業
最終処分場の整備	ゴミの適正な処理を図るために、最終処分場の整備を進めます。	最終処分場施設整備事業 ごみ処分場閉鎖事業

(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

し尿処理施設の適正な維持管理及び設備更新に取り組むとともに、地域の特性に応じて、公共下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水事業などの計画的な整備及び普及促進を図り、快適な生活環境と河川等の水質の保全に努めます。

項目	事業内容	主な事業
し尿処理施設の整備充実	各地の環境センターの適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じた更新を図ります。また、汚泥再生処理センターの建設に取り組みます。	環境センター維持修繕事業 川内環境センター施設更新事業 汚泥再生処理センター建設事業
合併処理浄化槽の整備促進	地域の特性に応じて、合併処理浄化槽の整備を促進します。	合併浄化槽整備促進事業 浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道の計画的な整備・適正な維持管理	住宅や事業所、店舗等が集積している地域については、公共下水道の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。	向田処理区公共下水道事業 串木野処理区公共下水道事業 中甌中野地区下水道事業 川内永利地区下水処理事業 鹿島地区下水処理事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	農村、漁村において、住宅等が集積している集落の農業・漁業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を図ります。	城上地区農業集落排水事業 入来中部地区農業集落排水事業 大馬越地区農業集落排水事業 初笈院地域農業集落排水事業 里地区農業集落排水事業 羽島地区漁業集落排水事業 平良地区漁業集落排水事業

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

安全な水の安定供給のために、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の維持管理に努めるとともに、水源となる河川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。また、簡易水道も含め、水道事業の統合・整備を図り水道事業の管理体制の強化をめざします。さらに、温泉施設、農業用水、工業用水施設等の整備及び適正な維持管理、利用促進に努めます。

項目	事業内容	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設の維持管理を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。また、効率的な水道事業を図ります。	簡易水道施設管理事業 簡易水道施設維持修繕事業 簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道の計画的な整備を進めるとともに、水道管の更新などその適正な維持管理を進め、安全な水の安定供給を図ります。また、川内川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。	上水道施設管理事業 上水道施設維持修繕事業 上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	各地の公営温泉施設の整備・維持管理及び分湯の適切な維持管理を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づくりに努めます。	温泉施設管理事業 温泉施設維持修繕事業 温泉施設整備事業 温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業用水、工業用水等施設の適切な維持管理を図るとともに、利用促進に努めます。	土地改良施設維持修繕事業 一般農道整備事業〔市・県〕 農業振興施設整備事業 農業生産基盤等整備事業〔市・県〕 水土利用対策事業

5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

産業・経済の活性化を図るためにも新市内での経済循環を活発化させ、域内産業の連関を高めることによる地域経済の底上げが求められています。そのため、新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取り組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。

項目	事業内容	主な事業
市内事業者の利用促進	市民の購買や取引に関して市内事業者の利用促進を図ります。	市内事業者利用促進事業
地産地消の推進	新市内で生産された農産品、水産品が新市内で消費できるように、新しい流通体系を構築し、新市内の小売店で販売できるような取り組みを進めます。	地産地消推進事業 物流拠点施設整備事業
新市ブランドの形成	これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。	新市ブランド形成事業

(2) 農業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るという観点に立ち、優良農地の流動化、経営規模の拡大や新規就農者の育成などの農業政策を新市全域で総合的に実施・支援する農業公社の設立を図り、地産地消を基本とした流通体制の確立や、土地改良事業等による農業生産基盤の整備など、活力のある農業の振興を図ります。また、農業農村の持つ国土や自然環境の保全、文化伝承などの多面的な機能を活かした農村振興の推進を図ります。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
安定的な農業経営の実現	将来的に新市の農業を支える中核的な農家及び生産組織について、経営感覚あふれる経営体として育成、強化するため、認定農業者制度の積極的な活用を図るとともに、農協と連携した集落ごとの生産組織の育成など、営農組織による協業化・法人化を進めます。また、高齢者グループや女性のグループなど、新たな形の営農組織づくりを進めます。	農業振興推進事業〔市・県〕 農地利用促進事業 体験学習・交流推進事業〔県〕

農業公社の設立	農地の流動化や新規就農者等の育成、農作業の受委託事業をダイナミックに実施するために「農業公社」を設立します。	農業公社設立事業
畜産振興対策の実施	畜産振興については、肉用牛を中心とした支援の充実に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の建設を推進します。	畜産振興推進事業〔市・県〕 畜産施設整備事業 新市ブランド形成事業
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	産地間競争の激化に対応していくために近年特産化を図っている作物のほか、新たな高収益作物の導入や昔からある地域特産物を掘り起こし、販路の開拓や広域出荷体制の構築により、競争力の高い作目の振興を図ります。また、消費者ニーズを反映した生産体制とするために、マーケティング調査等により市場動向を適時把握するとともに、流通業、観光業等との連携を図ります。	農畜産物活性化事業 観光物販施設運営管理事業 地産地消推進事業
農村振興	安全で良質な食料の生産という役割を果たすとともに、国土や環境の保全、美しい景観の形成、自然とのふれあいの場の提供など多面的な機能を一層発揮しながら、都市や地域の人々とのふれあいを促進し、農村が担う役割や機能の重要性についての理解を深めるとともに、農業者自らの取組を助長する農業・農村政策の推進を図ります。	むらづくり推進事業〔県〕 ふるさと水とふれあい事業〔県〕
基盤整備の推進	農業基盤整備を推進するとともに、農林道の整備を計画的に進めます。また、集落内の道路・公園等の整備など農業集落の環境整備に努めます。	農道維持修繕事業 土地改良施設維持修繕事業 一般農道整備事業〔市・県〕 農業振興施設整備事業 農業生産基盤等整備事業〔市・県〕 土地改良施設整備事業〔市・県〕 中山間地域整備事業〔市・県〕 水土利用対策事業 治山事業 県営農業基盤整備促進事業〔県〕 県営農業振興施設整備事業〔県〕 農地等防災事業〔県〕 広域農道整備促進事業〔県〕 海岸保全施設整備事業〔県〕 農業集落排水事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(3) 林業の振興

自然環境の保全に留意した林道の整備を図るとともに、森林の公益的機能をより発揮するための計画的な森林整備に努めます。

項 目	事業内容	主な事業
森林資源の確保	環境保全・水源かん養林などの整備に努めるなど、長期的な視野に立って森林資源を確保します。	森林保全対策事業〔市・県〕

林業経営の高度化	組織の活性化を促進するとともに、担い手の育成や緑の公共事業(林道の草刈りなど)を実施する。また、木材需要拡大に向けたPRの強化を図ります。	林業振興対策事業〔市・県〕 林業後継者育成対策事業〔県〕 森林整備担い手育成確保総合対策事業〔県〕 かごしま材利用推進事業〔県〕
林業生産基盤の整備	森林資源の開発および林業基盤強化のため林道網の整備拡充に努めます。	林道維持修繕事業 林道整備事業〔市・県〕 県営林道整備事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(4) 水産業の振興

つくり育てる漁業及び経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進め、漁業経営の安定に向けて水産加工の高度化やブランド化の推進、地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図ります。また、その拠点となる串木野・羽島・中甌・平良・唐浜・土川・島平・里・小島・蘭牟田漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取組み、串木野漁港のまぐる漁業母港基地化を促進します。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
安定的な漁業経営の実現	漁業経営の安定に向けて、ブランド化の推進など流通対策を講じます。さらに、漁協と連携して経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。	水産業振興推進事業〔市・県〕 地産地消推進事業 漁業生産の担い手育成事業〔県〕
つくり育てる漁業の推進	大型魚礁の設置をはじめ、稚魚の放流、養殖施設の整備等、栽培型漁業に向けた様々な取組を進めます。	水産業振興推進事業〔市・県〕 魚礁漁場整備事業〔市・県〕
水産加工の高度化	加工業者と流通業界の連携の基に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。	水産業振興推進事業〔市・県〕 活魚流通体制調査事業
まぐる漁業母港基地化の促進	独航まぐる漁船や運搬船の出入港を促進し、輸入餌料や外来巻網漁船による餌料の確保に努めるとともに、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐる漁業母港基地化を促進します。	まぐる漁業母港基地化奨励事業 外来船誘致事業
漁村振興	体験学習の推進や都市住民との交流促進、UIターンを進める地域づくり、定住促進対策を進め、活力ある漁村づくりをめざします。	子供たちの体験学習推進事業〔県〕
漁業基盤整備の推進	大型魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、漁港の計画的な整備を進めます。	漁港施設管理事業 港維持修繕事業 漁港整備事業 県営漁港整備事業〔県〕 水産業振興施設整備事業〔市・県〕 県単漁港整備事業〔県〕 漁港環境整備事業〔県〕 漁港海岸保全整備事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 商工業の振興

商工会議所・商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できる経営体質の強化を図るとともに、TMOを中心とした中心市街地の活性化や地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、地場産業の体質強化に努め、地場産業の育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として、情報・製造業等の企業育成・誘致を図ります。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関との交流を活性化し、これに伴う新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。雇用・就業環境については、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化	商工会議所・商工会と連携し、経営体質の支援強化を図ります。また、TMOを中心に地域を支える市街地・商店街の活性化を図ります。	商工業振興対策事業 TMO運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用する中で地場産業の体質強化に努めることによって地場産業の育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として、新市の新しい産業振興ビジョンを策定するとともに、情報・製造・物流業等の企業育成・誘致や起業家支援を進めます。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。	市内事業者利用促進事業 地産地消推進事業 地域企業振興事業〔市・県〕 企業誘致事業〔市・県〕 公共用地活用事業 産業振興構想策定事業 起業家支援推進事業 産学官連携事業〔市・県〕 異業種交流促進事業
雇用・就業環境の充実	様々な就業形態に対応するように、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進めます。	雇用対策事業〔市・県〕 勤労者福祉事業〔市・県〕 シルバー人材センター運営事業〔市・県〕 子供たちの体験学習推進事業〔県〕
産業拠点整備・活用の推進	西薩中核工業団地、南九州西回り自動車道のIC周辺とともに、市域内への産業施設に関する誘致・活用の調査を行います。	産業拠点調査事業

〔県〕(県事業)は調整中

TMOとは・・・

中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。市町村の基本計画にのっとり、中小小売商業高度化事業構想を策定する。それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関、まちづくり機関、認定構想推進事業者。

(6) 観光の振興

自然環境の保全に配慮しながら、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据えた新市内外からの交流人口の拡大を図るため、海、山、川、湖、温泉や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源を有機的にネットワークさせた観光ルートの形成を進め、滞在型保養観光都市の形成をめざします。具体的には、甑島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのネットワークを図りながら、農業や水産業等の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会やスポーツ合宿、各種コンベンション等の誘致に取組み、あわせて、「もてなしの心」の醸成など、受け入れ態勢の充実を図ります。また、きゃんせふるさと館等の物産販売所の機能充実及びネットワーク化を促進するとともに、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
観光資源の複合的な活用とスポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	甑島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのネットワークを図りながら、農業や水産業や、マリンスポーツ等の体験・滞在型観光を推進します。また、全国的なスポーツ合宿やスポーツ大会、コンベンションや、自然環境・歴史文化資源を活かした研究活動、エネルギー施設等の見学などの誘致を図るとともに、フィルムコミッション事業を導入します。さらに、「もてなしの心」の醸成など、観光客の受け入れ体制の充実を図ります。	<u>新市ブランド形成事業</u> <u>観光振興計画策定事業</u> <u>観光協会運営支援事業</u> <u>観光パッケージ開発事業</u> <u>観光キャンペーン事業〔市・県〕</u> <u>研究活動誘致事業</u> <u>修学旅行・社会科見学誘致事業</u> <u>地域・地区団体交流事業〔市・県〕</u> <u>イベント・コンベンション誘致促進事業〔市・民間〕</u> <u>イベント運営促進事業〔市・民間〕</u> <u>フィルムコミッション事業〔市・民間〕</u>
温泉街の活性化	温泉街らしい雰囲気づくりを進めるなど、各地の温泉街の活性化を図り、観光資源としての魅力を高めます。	<u>温泉街活性化事業</u>
観光施設の機能充実	新市内の特産品、土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能充実を図りネットワーク化を促進します。また、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。	<u>観光物販施設運営管理事業</u> <u>観光物販施設維持修繕事業</u> <u>観光物販施設整備・改修事業</u> <u>観光物販施設販売促進事業</u> <u>宿泊施設運営管理事業</u> <u>宿泊施設維持修繕事業</u> <u>宿泊施設整備・改修事業</u>

〔県〕(県事業)は調整中

6 都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進します。また、県都鹿児島市の隣接都市として、あるいは甑島区域の振興策として、新市への定住を促進する様々な定住促進対策事業に引き続き取り組むとともに、がけ地近接住宅などの危険地に対する対策も進めます。

項目	事業内容	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進します。	公営住宅ストック改善事業 公営住宅整備事業〔市・県〕 シルバーハウジング整備事業〔市・県〕 住宅バリアフリー促進事業〔県〕 ウッドタウンプロジェクト推進事業〔市・県〕 地域木造住宅供給促進事業〔県〕
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅などの危険地については、その対策を講じます。	がけ地近接住宅対策事業〔市・県〕
定住促進対策の推進	新市への定住を促進するために、分譲住宅優遇制度や住宅建築補助金、定住奨励金などの制度を引き続き継続します。また、周辺地域において、宅地分譲を計画的に実施します。	定住促進対策事業〔市・県〕 定住体験事業 地域活性化住宅整備事業 地域活性化宅地造成事業

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 公園緑地の整備

公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等については、各地域の主要な施設をネットワーク化することによって、新市域内外の市民の交流の場としてなど、多様な積極的活用を図ります。また、生活に身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、児童公園等の整備充実と適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
公園の適正な維持管理体制の構築	市民の身近な場所の一般公園・児童公園などの維持・整備を行います。また、地区コミュニティ等との役割分担を明確にした上で、公園の適正な維持管理体制を構築します。	公園施設管理事業 公園維持修繕事業 公園整備事業 ボランティア活動支援事業〔市・県〕 公共施設アダプト推進事業
都市計画公園の整備推進	都市計画区域における公園の整備を図ります。	都市計画公園整備事業
観光公園の整備	森林公園や自然公園、展望所などの整備充実を図るとともに、温泉広場やキャンプ場などの維持補修・整備を行います。	観光公園施設維持修繕事業 観光公園施設整備事業
運動公園の整備	新市内各地の運動公園の維持補修及び整備を進め、機能充実を図ります。	運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業 屋内体育施設整備事業

(3) 道路・交通ネットワークの整備

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網のネットワークを整備します。幹線道路網については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。また、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークの形成を図るために、川内駅・串木野駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化に努めます。また、甕島と串木野新港を結ぶ航路については、航路改善及び拡大、海上タクシー等の導入に向けた取組を進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組を行い、強力に要請します。あわせて、ICの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	新市の幹線道路である国道3号、267号、328号については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業〔県〕 国道328号整備事業〔県〕
県道の整備	新市内外の地域を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。また、甕島の一体性を確保するために、蘭牟田瀬戸架橋を含む甕島縦断道の建設を促進します。さらに、東西方向の幹線道路網については、鹿児島空港とのアクセス強化を図るために、幹線道路としての機能の強化を図ります。	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業 蘭牟田瀬戸架橋整備事業〔県〕 県道整備事業〔県〕 川内郡山/串木野樋脇/川内加治木/ 川内串木野/京泊大小路/荒川川内/ 川内祁答院/川内山崎/市比野東郷/ 東郷西方港/阿久根東郷/山田入来/ 東郷山田宮之城/桑之浦里/黒浜水深/ 瀬上里 川内空港道路整備事業〔県〕 特定交通安全施設等整備事業〔県〕 街路事業〔県〕
市道の整備推進	市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性、安全性に配慮して、誰もが利用しやすいような整備、維持修繕に努めます。	市道維持修繕事業 市道整備事業 都市計画道路整備事業 交通安全施設整備事業〔市・県〕 ユニバーサルデザイン推進事業
交通サービスの強化	九州新幹線並びに肥薩おれんじ鉄道の開業を視野に入れ、川内駅・串木野駅を中心として、港などの交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、利用客の交通手段確保を図ります。また、交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化及び広域化に努め	路線バス運行支援事業〔市・県〕 コミュニティバス運行事業 上甕島バス運行事業 海上交通対策推進事業〔市・県〕

	ます。さらに、甌島と串木野新港を結ぶ航路については、航路改善及び拡大、海上タクシー等の導入に向けた取組を進めます。	
--	-----------------------------------------------------------	--

〔県〕(県事業)は調整中

地域交流軸

(川内串木野連携ライン)

- ・ 県道 43 号川内串木野線、県道 313 号荒川川内線の整備促進

(川内樋脇連携ライン)

- ・ 県道 42 号川内加治木線(隈之城 IC 関連)、県道 394 号山崎川内線の整備促進

(川内入来祁答院連携ライン)

- ・ 県道 333 号川内祁答院線及び県道 462 号堂山宮之城線の整備促進(県民の森関連)

(串木野樋脇連携ライン)

- ・ 県道 39 号串木野樋脇線の整備促進(空港アクセスライン関連)

(東郷樋脇連携ライン)

- ・ 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線の整備促進(県道 335 号市比野東郷線等)

(東郷樋脇入来連携ライン)

- ・ 県道 346 号山田入来線の整備促進

(甌島縦貫ライン)

- ・ 甌島縦貫道(蘭牟田瀬戸架橋・県道の整備等)の整備促進

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

にぎわいある都市づくりをめざし、駅や港湾などの交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を行うとともに、商業・教育・文化・医療・行政等、多彩な機能を有する新たな拠点地区の形成を推進します。また、各地域の中心地についても、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
新市の中心市街地の形成	駅や港湾などの交通拠点とリンクした市街地等の整備を図ります。	川内駅周辺地区整備事業 川内駅周辺地区土地区画整理事業 串木野駅周辺地区整備事業 都市景観整備事業 公共施設アダプト推進事業 ユニバーサルデザイン推進事業 サイン計画策定事業 公共サイン整備事業
市内各地の市街地の整備	土地区画整理事業の導入等により、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。	天辰地区土地区画整理事業(川内) 麓地区土地区画整理事業(串木野) 野元平江地区土地区画整理事業(串木野) 温泉場地区土地区画整理事業(入来)

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 河川等の整備

河川等の整備については、市民が安全で安心して生活できるよう、親水・治水機能の強化をめざした改修を図るとともに、水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。

項 目	事業内容	主な事業
河川等の整備	人々が安全で安心して生活できるよう、治水機能の強化をめざした改修を図ります。	砂防・急傾斜対策事業〔市・県〕 河川水路維持修繕事業 河川改修事業〔市・県〕 排水路整備事業 海岸保全整備事業
河川等の環境整備	水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。	親水施設整備事業〔市・県〕 海岸環境整備事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

川内港と串木野新港の一体的な整備を進めることを基本とし、南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易・流通拠点としての港湾機能の整備を図りながら定期航路の開港をめざします。また、串木野新港の開港指定に向けた取組みを促進するとともに、この他、西方・里・江石・桑之浦港等の港湾機能の整備促進等に努め、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開港	川内港と串木野新港の一体的な整備を進め、鹿児島県の西の玄関口・貿易拠点港をめざして、中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開港をめざします。また、串木野新港の開港指定に向けた取組みを促進します。	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業〔市・県〕 串木野新港開港指定促進事業
港湾機能の強化	港湾施設の整備拡充を促進するとともに、南九州における外国貿易、流通拠点としての港湾機能の整備を図ります。また、甑島を結ぶ交通拠点として、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。	港湾整備事業〔市・県〕 旅客待合所管理事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(7) 情報通信基盤の整備

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービスのレベル向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。また、情報拠点施設の整備について検討を行います。特に甑島においては、双方向性・即時性を活かした医療体系、福祉サービスの強化や防災行政無線の統合を図りネットワーク化するなど、便利で安心できる市民生活の確立に向けた取組みを進めます。一方、産業面については、観光施設の情報化を進めるとともに、電子モールの整備等を進め、特産品情報や観光情報を市内外に効果的に発信できる体制づくりを進めます。また、S O H O等の育成を図るとともに、地域企業の情報化を支援するなど民間における情報通信技術の利用を促進します。また、新市内において、情

報通信格差が生じないように、インターネット環境面からは光ファイバー網の民間企業等による早期整備を働きかけるとともに、テレビ難視聴解消のためにCATV局の設置を、移動体通信サービスにおいては通話エリアの拡大促進を働きかけます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
地域・行政情報システムの統一、本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	行政情報システムの統一及びネットワーク化を図ることで、各種行政手続きや広報誌の電子化等、行政サービスのレベル向上をめざします。特に、甌島の利便性向上を図るために、情報通信基盤の整備を進め、本土との交流・連携が進みやすい環境づくりを行います。また、観光客の利便性向上や地域企業の情報化対応への取組を促進するために、観光情報の電子化や地域企業等の情報化への支援を行います。	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業
防災情報ネットワークの構築	市民の安全を守るため、防災行政無線の統合を進めるとともに、防災情報ネットワークを構築します。	防災行政無線整備事業 防災情報システム整備事業
情報通信格差への対応	携帯電話等の普及に伴う市民の利便性の向上を図るため、移動体通信サービスの通話エリアの拡大を促進します。さらに、光ファイバー網の整備を促進します。	移動通信用鉄塔施設整備促進事業

電子モールとは・・・

コンピューターネットワーク上の仮想商店街のこと。インターネットを用いて商品の通信販売を行なう。

SOHOとは・・・

小規模な事業者や個人事業者のこと。また、事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態もいう。

CATVとは・・・

アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。有線テレビ。

参考：地域情報化・行政情報化とは・・・

項 目	地域情報化(住民向けサービス)	行政情報化(行政内部サービス)
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティセンター等へのネットワーク整備 ・小中学校のネットワーク整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・本支所庁舎内 LAN、出先機関とのネットワーク整備など行政情報ネットワーク基盤の整備 ・国県施設との全国ネットワーク・インターネット接続環境の整備
想定されるサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などの予約管理、電子申請システム等の住民窓口サービス ・行政情報、防災情報の提供 ・市議会情報の提供 ・生涯学習・産業・観光等の情報提供 ・図書館情報の提供 ・学校情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計、文書管理、人事給与、電子決裁、グループウェア、テレビ会議等のシステム導入による業務支援サービス

(8) 土地利用

秩序ある新市発展のため、国土関連法令に基づく県等の計画との調整を図りつつ、都市的・農地的・森林的・自然的土地利用の区分けを明確にし、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等との関連を考慮しながら、土地利用に関する規制誘導の指針として、広域的な土地利用体系の確立をめざします。また、土地利用の総合調整、地籍調査の推進、公共事業用地の計画的な取得等用地行政の充実を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
土地利用の推進	長期的な観点に立った総合的・計画的な土地の有効利用を図るため、国土利用関連法令に基づく国土利用計画の策定と適切な運用を推進し、無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図ります	<u>国土利用計画策定事業</u> <u>都市計画マスタープラン策定事業</u>
用地行政の充実	公共用地取得事務及び囑託登記事務の手順の一元化を図るとともに、大字地番の解消および住居表示の円滑な移行を図ります。	土地利用対策事業 用地対策事業 未登記土地整理事業 地籍調査事業 町名地番整理事業

7 みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民とのパートナーシップを築くため、個人情報保護のもとに情報公開制度の充実を図り、市民の「知る権利」を最大限に尊重した開かれた市政の推進を図ります。また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、透明で効率的・効果的な行政活動をめざします。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
市民参画の推進	市民とのパートナーシップ構築の前提条件として、情報公開制度の充実を図り、市民が欲しい情報を提供できる体制を構築します。	情報公開制度充実事業 まちづくり交流センター運営事業
広聴広報の充実	広報紙やホームページなど多様な情報提供手段による広報活動を実施するとともに、提案制度の充実や市民意識調査の実施などによる広聴の強化に努めます。	広聴広報事業 地域情報化推進事業 行政情報化推進事業

パートナーシップとは・・・友好的な協力関係

(2) 男女共同参画社会の形成

人々の意識や行動、社会の制度において性別にとらわれることなく、男女がともに参画できる社会の実現に向けた施策を展開します。このため、公的、私的分野を問わず、社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成といった取組みのほか、家事や介護、地域社会活動等へ男女がともに参画できる環境づくりをめざし、活動支援施設の充実、意識改革、雰囲気づくりのための啓発、広報活動等を促進します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
男女共同参画社会の実現	あらゆる分野に共同で参画できる環境づくりや条件整備に努めるとともに、活動支援施設の整備などを推進します。配偶者等に対する暴力に関する相談業務の充実、育児、就業・起業の支援、男女共同参画に対する意識の醸成を図るために、各種広報活動の充実を図ります。	男女共同参画条例策定事業 男女共同参画推進事業

(3) 効率的な行政運営の推進

地方分権一括法により国及び県から市町村に権限委譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で、変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図るため、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。財政運営の安定化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、事業別コストの把握やアカウントビリティ（説明責任）の向上を図るためのバランスシート（貸借対照表）の作成など、企業会計制度を導入した財政運営の透明性を高めながら、これに基づく予算の適正執行を展開します。

まちづくり事業の推進にあたっては、産業振興に伴う地方税収入の拡大や市民の納税意識の高揚による収納率の向上など自主財源の安定化及び財源の確保に努めるとともに、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入についても検討し、さらに、新市の庁舎については、適正な管理と必要に応じた改修を行ないます。また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
実効性の高い行政運営の推進	計画の実効性を向上させるため、行政評価制度の導入の検討やスクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直しを図るなど、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。また、質の高い住民サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上や計画的な定員管理を図るとともに、市民のニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。	<u>総合計画策定事業</u> <u>財政計画策定事業</u> <u>行政評価制度運営事業</u> <u>バランスシート策定事業</u> <u>定数管理計画策定事業</u> <u>庁舎管理・改修事業</u> <u>本庁舎駐車場整備事業</u>
電子自治体の構築	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、庁舎内LAN及び本支所・出張所情報ネットワークの構築を図ります。	行政情報化推進事業
ネットワークサインの整備	公共施設等の統一的なサインを整備するために、サイン計画を策定するとともに、それに基づく公共サインの整備を進めます。	<u>サイン計画策定事業</u> <u>公共サイン整備事業</u>